

光市医師会報

昭和51年7月発行

No. 48



忍耐強き人々の
憤怒を恐れよ

(ドライデン)

光市医師会

医師会月間行事

- ※ 6月22日(火) 税務研修会 於医師会館、
午後7:00 講師 光税務署担当課長
- ※ 6月22日(火) 月例会 於医師会館
午後7:30
- 報告連絡事項 (1)毒物、劇物危害防止運動の実施について (2)医賠償保険の更新について (3)予防接種委託料について (4)日医連寄附金について (5)郡市医師会長会議、臨床検査センター協議会、学校保健会総会、市民夏季大学等について (6)個別指導結果について (7)地方医師会の国会議員に対する働きかけについて
- ※ 7月13日(火) 理事会 於医師会館
午後7:30
- 連絡報告事項 (1)昭和51年度学校保健講習会 (2)入院室料差額徴収状況調査 (3)救急医療体制に対する日医基本方針 (4)医師年金制度普及推進運動について (5)諸会の開催(臨時代議員会、国保通常組合会、医師連盟代表者会、麻薬担当理事協議会、産業保健部会担当理事協議会、第1回看護学院対抗バレーボール大会) (6)心身障害児判別委員会について (7)会員の入会、退会について (8)血液の配給について (9)郡市医師会長会議報告 (10)医師連盟代表者会議報告 (11)臨床検査センター協議会報告
- 協議事項 (1)呼吸器疾患調査の件 (イ)県の助成金の取扱いについて (ロ)集計事務費を助成金より支出する件

会員の異動

- 入会 本 庶 正 一 先生 6月18日付
(光市民病院長)
- 退会 小 田 悦 郎 先生 6月6日付
(周東病院に転任)

参 考 資 料

保険連一当面の医業課税に関する要求

- 1 28%粗税特別措置を現行通り存続すること。

と。

- 2 青色申告税制を次のようにすること。
- (1) 所得を個人所得と医業所得に分離し(分離課税)、医業の公共性、特殊性が維持でき、その拡大再生産が保障されるよう措置を講ずること。そのため医業所得に対しては、次の特別経費を設け、個人所得に対しては医師にふさわしい給与所得を認めること。
 - ① 医業に対する医療設備金を認めること。
 - ② 医療の高度化、複雑化に伴う医師の生涯教育のための研究・教育費を設けること。
 - ③ 医療事故対策引当金を設けること。
 - ④ 医師の自己退職金引当金を設けること。
 - (2) 現行の医薬品廃棄損失に対する課税を改善し、一定額の廃棄損失を認めること。一定額以上の廃棄損失のある場合は、現行の発生主義をとること。
 - (3) 看護婦等医療従事者に支給する食事手当に対する福利厚生費限度額を大幅に引上げること。
 - (4) 専従者給与、事業主報酬の事前届出制を廃止すること。
- 3 医療法人税制を次のようにすること。
- (1) 医療法を改正し、保険医が1人であっても法人化できる措置を講ずること。
 - (2) 現行医療法人に対する税率を大幅に引下げること。
 - (3) 医療法人の留保所得に対する課税をやめること。
 - (4) 前項2の(1)①～④については医療法人に対しても適用すること。
- 4 自由診療等に対する課税を次のように改善すること。
- (1) 自由診療に対する課税標準率を適正化すること。
 - (2) 各種公費医療(事務手数料等の加算を含む)労災・公害医療ならびに公衆衛生など地域医療の協力にともなう収入に対しては、28%粗税特別措置を適用し、事業税の適用を除外すること。

- (3) 医業の特殊性を十分考慮し医療費滞納金の未収入金については、収入金として取扱わないこと。
- 5 その他医業に対する国税・地方税について次の点について改善すること。
- (1) 病院、診療所の医療機械・器具の耐用年数の短縮と割増償却を認めること。
- (2) 病院、診療所の耐火建築物に対し割増償却を認めること。
- (3) 医業に関わる相続税・贈与税を適正に減免すること。
- (4) 僻地で開業する保険医の国税・地方税を大幅に減免すること。
- (5) 現行の勤務医師に対する課税を改善し、学術研究費等一定額の特別経費を認めること。
- (6) 医業に供する固定資産税(土地・家屋)償却資産・都市計画税、不動産取得税について、一般税制より五割以上減免すること。

青色事業専従者を控除対象配偶者等とした場合等の所得税の取扱い

青色申告者がその年において青色事業専従者として給与を支給している親族をその年分の確定申告において控除対象配偶者又は扶養親族とした場合、青色申告の取りやめをした場合等の当該給与及び事業主報酬に係る所得税の取扱いについては、今後下記によることとされたい。

(昭. 49. 2. 23 真所 2-13)

(理 由)

青色事業専従者を控除対象配偶者等として確定申告をした場合の既に納付している専従者給与に係る源泉徴収税額については、従来、これを過誤納金とはしないで、その専従者からの確定申告により還付することとしていたが、新たにみなし法人課税制度が設けられ、青色申告の取りやめ等があった場合の事業主報酬の源泉徴収税額の取扱いとの調整を図る必要が生じたので、すべて源泉徴収税額の過誤納金として取扱うことに改め、全般的な取扱いを整備したものである。

記

(青色事業専従者を控除対象配偶者等とした場合)

- 1 青色申告者がその年において青色事業専従者として給与を支給している親族をその年分の確定申告において控除対象配偶者又は扶養親族として配偶者控除又は扶養控除の適用を受けた場合には、その親族が青色事業専従者給与としてその年に支給を受けている給与については、当該青色申告者のその年分の各種所得の金額の計算上必要経費に算入しないものとし、当該親族のその年分の給与所得の金額の計算上ないものとする。

(修正申告による変更)

- 2 その年分の確定申告において控除対象配偶者又は扶養親族とした親族については、その後当該年分の修正申告をする場合において、再び青色事業専従者には変更できないものとする。

(専従者給与に係る源泉徴収税額の還付等)

- 3 1の場合において、青色申告者が控除対象配偶者又は扶養親族とした親族に係るその年の青色事業専従者給与の源泉徴収税額として既に納付している税額があるときは、その税額は、過誤納金として当該青色申告者に還付すること。

(青色申告の取りやめ等があった場合)

- 4 事業を営む者が青色申告の取りやめ若しくは青色申告の承認申請の取下げをした場合又は青色申告の承認の取消しを受けた場合において、その者がその取りやめ等に係る年の青色事業専従者給与及び事業主報酬の源泉徴収税額として既に納付している税額があるときは、その税額は、過誤納金としてその者に還付すること。

(注)

3及び4の場合において、その青色事業専従者給与又は事業主報酬の源泉徴収税額につき納税告知処分を行っている場合には、当該納税告知処分を取消した上で還付することに留意する。

光市の人口・世帯数の動態

自昭.46年 至昭.51年
各年度3月31日現在

地区 年度別	光 井				島 田 市				室 積				牛 島			
	世帯	人 口			世帯	人 口			世帯	人 口			世帯	人 口		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
46年	2,341	3,823	3,921	7,744	1,364	2,000	1,971	3,971	4,028	6,884	7,194	14,128	159	238	261	449
47年	2,467	3,972	3,942	7,914	1,337	2,041	2,041	4,082	4,036	6,860	7,255	14,115	155	243	253	496
48年	2,472	3,954	3,993	7,947	1,341	2,051	2,038	4,089	4,007	6,837	7,237	14,074	152	242	244	486
49年	2,484	3,992	4,068	8,060	1,320	2,021	1,988	4,009	4,001	6,869	7,186	14,055	146	212	229	441
50年	2,482	4,068	4,129	8,197	1,352	2,048	2,004	4,052	3,883	6,691	7,052	13,743	149	207	231	438
51年	2,492	4,077	4,176	8,253	1,313	1,992	1,953	3,945	3,777	6,558	6,908	13,466	145	188	224	412

地区 年度別	浅 江				三 井				上 島 田				周 防			
	世帯	人 口			世帯	人 口			世帯	人 口			世帯	人 口		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
46年	3,505	5,694	5,830	11,524	780	1,406	1,498	2,904	942	1,657	1,771	3,428	507	930	1,036	1,966
47年	3,809	6,074	6,206	12,280	902	1,597	1,690	3,287	962	1,689	1,786	3,475	512	906	1,034	1,940
48年	3,872	6,133	6,323	12,456	1,015	1,795	1,888	3,683	1,000	1,729	1,823	3,561	518	912	1,053	1,965
49年	3,939	6,235	6,438	12,673	1,038	1,857	1,962	3,819	1,045	1,793	1,879	3,672	574	968	1,080	2,048
50年	3,991	6,323	6,459	12,782	1,044	1,858	1,982	3,840	1,111	1,899	1,982	3,881	587	980	1,107	2,087
51年	4,043	6,386	6,539	12,925	1,093	1,912	2,019	3,931	1,168	1,982	2,064	4,046	596	989	1,125	2,114

昭和51年対46年の比率

地区	光 井	島田市	室 積	牛 島	浅 江	三 井	上島田	周 防
世帯数	1.065	0.96	0.94	0.91	1.15	1.40	1.22	1.17
人 口	1.066	0.99	0.95	0.92	1.12	1.35	1.18	1.08

総計	年度	46年	47年	48年	49年	50年	51年	51年対46年
	世帯数	13,626	14,180	14,377	14,547	14,599	14,627	1.07
	人 口	46,114	47,589	48,261	48,777	49,020	49,092	1.06

あ と が き

寒暖定まらぬ変則的な梅雨もあけて、亦暑い夏がやってきた。光市が一番にぎあう海水浴の季節である。虹ヶ浜に室積に数万の裸体が乱舞する海岸のカーニバルが始まる。高度成長期の油の汚染も最近余程少なくなった様に思われる。光の海よ永遠に美しく清らかであって、ささやかな庶民の楽しみのために。

黒々と末子育ちて裸かな (蛸 魚)

発行所 光市小周防1633の2林医院内
光市医師会
TEL 0833 (77) -2061
発行 者 林 孝 之
編 集 者 会報編集委員会
印 刷 所 光市御崎町
中村印刷株式会社